



～市民の皆さまへ～

7月10日の大雨で、市内では複数箇所において道路冠水や家屋の床下・床上浸水等の被害が発生いたしました。被害に遭われた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。特に市街地部ににつきましては、平成5年以来の浸水被害となり、一時国道3号を越え、市役所周辺まで広範囲にわたり冠水し、多くの方が心配されたことと存じます。しかし、水が引くと同時に、被害に遭われた方々やボランティアの方々が力を合わせて、浸水箇所の水のかき出しや濡れたものを運び出す姿を拝見し、その結束力や行動力に改めて敬意を表したいと存じます。市といたしましても、さまざまなご相談や心配事への対応等、職員一丸となって取り組んでまいります。小さなことでも、ご意見をお寄せください。

薩摩川内市長 田中良二

被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

今回の大雨により、向田・平佐地区などを中心に多くの被害が発生しました。被災された方々に、災害復旧や支援のための、さまざまな制度を利用していただくため、お知らせします。

※今回の被害の程度や要件を満たす方は、各種制度を受けられる場合があります。お気軽にご相談ください。

1 市税、手数料などの免除・減免について

(1) 市税の減免

家屋などの資産について、被害の程度により市税の減免措置を受けられる場合があります。家屋などに被害があった場合は、ご相談ください。

税	災害による被害の内容	相談窓口
個人市県民税 国民健康保険税	死亡あるいは障害者となった場合	税務課 市民税G(内線 2232)
	所有する住宅および家財が被害を受けた場合	
	収穫すべき農作物が被害を受けた場合	
固定資産税	家屋などの固定資産が被害を受けた場合	税務課家屋G(内線 2253)

(2) 水道料金・下水道使用料の減免【窓口】水道局経営管理課 企画業務G ☎(20)8501

浸水被害にあった住家および店舗・事業所などの給水契約者に対し、7月使用分相当額を減免します。なお、減免に係る手続きは必要ありません。

(3) し尿汲取り助成制度【窓口】環境課 廃棄物対策G(内線 2731・2732・2733)

大雨水害による浸水された世帯のし尿汲取料金の一部助成を行っています。

(4) 第1号被保険者(65歳以上)に係る介護保険料の減免

【窓口】高齢・介護福祉課 介護指導G(内線2622)

家屋などの資産について、被害の程度により介護保険料の減免措置を受けられる場合があります。また、介護サービスの利用者負担額の減額・免除も受けられる場合がありますので、ご相談ください。

(5) 保育所入所者(3歳未満児)に係る保育所保育料の減免

【窓口】子育て支援課 保育G(2362・2363)

住宅や家財などの資産、または災害により著しく収入が低下すると見込まれる場合などについて、保育料の減免措置を受けられる場合がありますのでご相談ください。

(6) 建築確認手数料の免除【窓口】建築住宅課 建築指導G(内線 3642)

災害により、住宅などが滅失・半壊した場合で、新たな建築に対する建築確認申請を行う場合、手数料を全額免除します。

(裏面へ)

※本庁の相談窓口に関しましては、☎(22)8115に電話後、アナウンスに従って内線番号を押してください。

発行：薩摩川内市 編集：薩摩川内市企画政策部広報室

所在地：神田町3番22号 ☎(23)5111 ✉koho@city.satsumasendai.lg.jp

2 中小企業者への融資・利子補助制度について

(1) 災害復旧のための資金融資制度

【窓口】川内商工会議所 ☎(22)2267

薩摩川内市商工会本所 ☎(44)2045 および各支所

株式会社日本政策金融公庫川内支店 ☎(20)2191

災害復旧のための設備資金や運転資金の借入の相談を受け付けています。

(2) 中小企業災害復旧資金利子補助金制度【窓口】経済政策課 経済G(内線5751~5753)

被災された中小企業の方で、対象資金の融資を受けた場合、その支払利息の一部を補助します。

対象資金	利子補助の対象融資額	補助額	交付期間
緊急災害対策資金(鹿児島県中小企業融資制度)	1,500万円まで	支払利息の一部	5年以内
日本政策公庫及び商工中金の災害復旧のための資金			

3 り災証明書などの発行について【窓口】障害・社会福祉課 社会福祉G(内線2171)

災害により家屋などに被害を受けた方が、保険金の支給や融資などの手続きに必要な「り災証明書」を発行します。被災状況の写真がご準備できる方はお持ちください。

※り災証明願は市ホームページからもダウンロード可能です。

※被災状況の調査を受けていない場合、り災物件が所在している自治会長の確認が必要です。詳しくはお問い合わせください。



▲り災証明書の発行手続きについて

4 そのほかの制度について

(1) 災害り災者援護措置制度【窓口】障害・社会福祉課 社会福祉G(内線2171)

被災された方で、住家の全壊・半壊・流失および床上浸水などの程度により、見舞金および援護物資などを支給します。

(2) 災害援護資金の貸付け【窓口】障害・社会福祉課 社会福祉G(内線2171)

被災された世帯主に対し、生活の立て直しに資するための災害援護資金の貸付が受けられます。

(3) 市営住宅への入居【窓口】建築住宅課 住宅管理G(内線3613)

災害によりその住居に居住することが困難な場合で、市営住宅への入居を希望される方は、一定の条件で入居できます。

(4) 就学援助制度【窓口】各小・中・義務教育学校/教育総務課 就学支援G(内線5121・5122)

災害により就学が困難となった児童生徒に対し、学用品費や給食費などの支援を行うものです。

5 災害ごみの処理について【窓口】環境課 廃棄物対策G(内線2731・2732・2733)

○川内クリーンセンター ☎(30)1117 ※搬入前に電話連絡してください。

※搬入無料 ※受付で「大雨災害ごみ」と申し出てください。

搬入できるごみ：可燃系、不燃系、家電製品、家具類、畳、カーペット、木材など

受入期間：7月23日(金)まで ※土曜・日曜・祝日も搬入可

受入時間：8:30~12:00、13:00~16:30

《春田川下流域の国管理・排水ポンプ施設(向田排水機場)の運転経過について》

市街地を貫流する春田川の排水ポンプ施設(向田排水機場)では、7月10日(土)午前6時34分から、ポンプ操作マニュアルに基づき、運転を開始しましたが、起動操作時に1基のポンプが始動しないトラブルが発生しました。

直ちに、管理者(国)において、業者を手配、修理したうえで、午前9時9分に2基目の運転を開始しました。トラブルの原因については、現在、管理者(国)において調査中です。

今回のトラブル発生を受け、7月13日(火)、田中市長が国土交通省に対し、「国管理の排水機場の円滑な運転管理について」Web会議にて要望を行いました。

※本庁の相談窓口に関しましては、☎(22)8115に電話後、アナウンスに従って内線番号を押してください。

発行：薩摩川内市 編集：薩摩川内市企画政策部広報室

所在地：神田町3番22号 ☎(23)5111 ✉koho@city.satsumasendai.lg.jp